

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成30年12月17日
事業者の氏名又は名称	株式会社植西運送(法人番号5500001004977)(代表者 植西丈晴)
事業者の所在地	愛媛県伊予市中山町中山子43-2
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県伊予市宮下605-1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(70日車)及び文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項、第29条の3
違反行為の概要	<p>平成30年7月19日及び8月1日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、6件の違反が確認された。</p> <p>(1)運送引受書に記載すべき事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第7条の2第1項) (2)運転者に対する点呼の実施結果の記録が確実になされていなかったこと(運輸規則第24条第5項) (3)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(運輸規則第24条第5項) (4)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(運輸規則第26条第1項) (5)運行指示書に記載すべき事項が不適切であったこと(運輸規則第28条の2第1項) (6)輸送の安全にかかわる情報を公表していなかったこと(道路運送法第29条の3)</p>
当該違反点数(営業所)	7点
違反点数(事業者)	7点

※ 違反行為の概要において、「運輸規則」とは旅客自動車運送事業運輸規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成30年12月19日
事業者の氏名又は名称	マルイ観光バス株式会社(法人番号4470001005385)(代表者 飯間正照)
事業者の所在地	香川県高松市香南町大字池内847-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県高松市香川町大野1721-11
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告
主な違反の条項	道路運送法第20条、第27条第3項
違反行為の概要	<p>平成30年2月7日及び2月16日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、2件の違反が確認された。</p> <p>(1)発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する旅客の運行を行っていたこと(道路運送法第20条) (2)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(運輸規則第24条第5項)</p>
当該違反点数(営業所)	6点
違反点数(事業者)	19点

※ 違反行為の概要において、「運輸規則」とは旅客自動車運送事業運輸規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。